

議案第4号

守口市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例案

守口市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和4年2月16日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

守口市男女共同参画推進条例（平成21年守口市条例第26号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人その他のあらゆる人の人権が尊重され、かつ、配慮されること。</u></p> <p>(3)から(7)まで 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p><u>(5) 性的指向 自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。</u></p> <p><u>(6) 性自認 自己の性別についての認識をいう。</u></p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>男女の性別、性的指向及び性自認に関わらず、あらゆる人の人権が尊重され、かつ、配慮されること。</u></p> <p>(3)から(7)まで 略</p>

第4条から第7条まで 略

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別を理由とするあらゆる差別的取扱いを行ってはならない。

2及び3 略

4 何人も、性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人等に対して人権侵害を行ってはならない。

以下 略

第4条から第7条まで 略

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別及び性的指向、性自認等を理由とするあらゆる差別的取扱い及び人権侵害を行ってはならない。

2及び3 略

以下 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。